

いじめ総合対策（いじめ問題に関する専門家会議報告）～いじめ問題への対応について～

いじめ問題に対する基本的な考え方

1. 専門家会議のこれまでの取組

- ◇委員構成：法律、医療、警察、心理、警察、教育、福祉の専門家、保護者、学校関係者
- ◇実施期間：平成24年10月から平成25年8月まで
- 本専門家会議は、いじめ問題に対応する根拠や取組むべき内容について、検討・協議してきた。
- 本報告では、東京都教職員研修センターによる「いじめ問題に関する研究」【参考1】を踏まえ、教育委員会及び公立学校において実施すべき具体的な対策をまとめた。

2. いじめ防止対策推進法の制定と対応【参考2】

- 教育委員会は、法が制定、施行されたことを受け、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが必要
- 学校は、教育委員会と連携して、より一層高い問題意識をもち、いじめ問題に対応していくことが不可欠

《法を踏まえて対応すべき主な事項》

- ・ 学校におけるいじめを早期に発見するための定期的な調査（法第16条）の実施
- ・ 学校における相談体制の整備（法第16条3項）
- ・ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第22条）の設置
- ・ 重大事態への対応（法第28条）
- ・ 学校の設置者又はその設置する学校による事実関係を明確にするための調査
- ・ 重大事態への対応（法第30条）
- ・ 地方公共団体の長による法第28条1項の規定による調査の結果に対する再調査等

3. いじめ問題への対応に当たって念頭に置くべき4つのポイント

- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を遺すものであり、いじめはどの学校でもどの学級にも起こり得るとい認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、子供の命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要
- 本報告では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階に整理して、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を示しているが、対応に当たっては、右の4つのポイントを常に念頭に置いて進めていくことが重要

4. 取組の徹底のために

- いじめ総合対策に掲げられた取組の確実な実施と、その取組状況の不断の検証が必要不可欠
- 都教委は、「いじめ総合対策チェックシート」を作成・配布。区市町村教育委員会及び学校は、当該シートを活用するなどして、定期的ないじめ総合対策の取組状況の点検・評価を必ず実施

ポイントI 教員の指導力の向上と組織的対応《学校一丸となって取り組む》【別紙1-1】

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力に基づき、学校全体による組織的な対応が不可欠

○特定の教員がいじめ問題を抱え込むことなく、機動的かつ組織的な対応ができるようにするため、学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化

<具体的な取組>

学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見、いじめに関する研修の充実 など

ポイントII 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す《被害の子供を守る》【別紙1-2】

被害の子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害の子供が安心して学校生活を送ることができるようになるため、被害の子供を組織的に守り通す取組を徹底

○被害の子供の声やサインを早期かつ確実に受け止めるため、学級担任として子供への積極的な働きかけを行うとともに、学校いじめ相談メールやスクールカウンセラーによる面談などの取組を実施

○被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握し、登下校時の付き添いを実施

<具体的な取組>

学校いじめ相談メールの実施、スクールカウンセラーによる全画面談、いじめ実態調査等の実施、スクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供への組織的・継続的な観察・指導 など

ポイントIII いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり《周囲の子供に働きかける》【別紙2】

学校は、周囲の子供がいじめについて知っていても「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通すとともに、周囲の子供の発信を促すための子供による主体的な取組を支援

○学校は、勇気をもって伝えた子供を守り通すことを宣言し、登下校時の付き添い等、いじめから守るための取組、保護者や地域と連携しながら、継続的かつ徹底して行い、周囲の子供の安全を確保

○周囲の子供が「いじめを見て見ぬふりしない」よう道徳や特別活動等で指導するとともに、言葉の暴力撲滅キャンペーン等いじめの撲滅に向けた児童会・生徒会等による主体的な取組を支援

<具体的な取組>

「いじめに関する授業」の実施、いじめ防止カードの活用、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、登下校時の付き添い等による周囲の子供の安全の確保 など

ポイントIV 保護者・地域・関係機関との連携《社会総力がかりで取り組む》【別紙3】

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関との連携が必要

○保護者会等を活用した情報の共有や地域人材との連携による子供の見守りの実施

○いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応を実施

<具体的な取組>

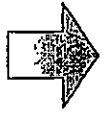
学校がサポートチームの全校設置、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、学校便りや保護者会の積極的な活用、地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 など

4つの段階に応じた具体的な取組

目標（段階）

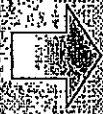
I 未然防止

教員の指導力の向上と組織的対応
いじめを防止し、いじめを見えぬふりしないための取組



II 早期発見

いじめの「見える化」①
～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～
いじめの「見える化」②
～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受付け～



III 早期対応

学校いじめ対策委員会による
いじめの確実な発見
保護者・地域との連携
学校いじめ対策委員会を核とした対応



IV 重大事態への対応

被害の子供・加害の子供、周囲の子供への取組
所管教育委員会・関係機関との連携
保護者・地域との連携
被害の子供の保護・ケア
加害の子供への働きかけ
所管教育委員会・関係機関との連携
保護者・地域との連携
いじめ防止対策推進法に基づく対応

具体的な取組内容

学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、学校担任による問題を抱えた子供への積極的な働きかけ、学校サポートチームの全校設置、いじめに関する研修の実施

「いじめに関する授業」の実施、弁護士等を活用した法教育の実施、香葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、教務会によるいじめ防止カードの作成・配布

定期的な「生活実態調査」の実施、スクールカウンセラーによる全員面接、定期的な個人面談の実施
全教員による校内巡回等を通じた子供の観察、関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

効果的ないじめ実態調査の実施・活用、学校いじめ相談メール等の実施、新教養作成のいじめ防止カードの活用①
香葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援

子供の行動の記録、フアイリングの徹底、フアイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

学校便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介
児童館や学童クラブとの連携

把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等
いじめを伝えた子供の安全の確保、新教養作成のいじめ防止カードの活用②

所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援、学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

いじめ対策保護者会の開催、PTAの活用、地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、スクールカウンセラーによるケア
スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、適応指導教室への通級等の実施

別荘での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止、加害の子供とその保護者に対するケア

所管教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用

いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生・児童委員等との連携

法第28条に基づく調査、法第30条に基づく再調査

I 未然防止

～いじめを生まない、許さない学校づくり～

1 教員の指導力の向上と組織的対応

(1) 学校いじめ対策委員会の全校設置

学校は、法第22条に基づき、校長のリーダーシップの下、いじめ問題に組織的に対応するための「学校いじめ対策委員会」を設置。都教委は、「学校いじめ対策委員会」の構成や役割について提示。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第19条に基づき、保護者や地域住民の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について、「学校いじめ防止基本方針」として策定し、公表。

(3) 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働きかけ

「いじめられたとき誰に相談したか」との質問に対し、「担任に相談した」と回答した子供は、55%に留まっており、学級担任は、この調査結果を重く受け止める必要がある。学級担任は、学級運営の責任者であり、いち早く学級内の子供の變化に気付くことができ、より早く問題を抱えていると疑われる子供がいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、子供から信頼され、相談されやすい学級担任として、子供との人間関係を構築。

(4) 学校サポートチームの全校設置

いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合もあるため、学校は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として「学校サポートチーム」を設置。都教委は、「学校サポートチーム」の構成や未然防止におけるその活用方針等について、研修会等を通じて周知・助言。

(5) いじめに関する研修の実施

学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に行えるようにするため、教職員に対する校内研修を年8回実施。所管教育委員会は、若手教員から管理職の各職層ごとに研修を実施。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さを実感できる研修を、管理職に対しては、危機管理研修を実施。

(注)・文章中、「学校」が主語となっている取組は、「学校いじめ対策委員会」が核となって、組織的に取り組むことが求められる。
・文章中、下線を引いた取組は、教育委員会が実施すべき取組である。

2 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

(1) いじめに関する授業の実施

学校は、定期的に子供がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳の時間や特別活動において、年に最低3回(学期始め)は、「いじめに関する授業」を実施。都教委は、「いじめに関する授業」のための「いじめ防止教育プログラム」を開発し、その効果的な使用について、研修(5月)を通じて周知。

(2) 言葉の暴力撲滅キャンペーン等取組委員会、生徒会等による主体的な取組への支援

学校は、児童会・生徒会等により行われる、「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組(言葉の暴力撲滅キャンペーン等)を支援。都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

(2) 弁護士等を活用した法教育の実施

学校は、いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になり得ることなど、法的観点から英社会と「いじめ」との関係について子供に学ばせるため、社会科学の授業などで、いじめと関連した法教育を実施。都教委は、目弁護士等の協力の下、弁護士等の派遣支援を実施。

(4) 都教委によるいじめ防止カードの作成・配布

都教委は、子供たちに「いじめを見て見ぬふりしない」という意識を広めていくため、いじめに対する具体的な行動のとり方などを記載した「いじめ防止カード」を作成・配布するとともに、著名人(オリンピック等)と一体となった啓発活動を実施するなど、未然防止に取り組むこと。

II 早期発見

～いじめを直ちに発見できる学校づくり～

1 いじめの「見える化」①～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～

(1) 定期的な「生活意識調査」の実施

子供の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化の背景には、いじめをはじめとした様々な課題が隠されていることが多いため、学校は、年2回、生活意識調査を実施。都教委は、「生活意識調査」の雛形を提示。

(2) スクールカウンセラーによる全員面接

学校は、子供が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、いじめの認知件数の増加する小5、中1、高1について、毎年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施。都教委は、全員面接に際して行った事例を収集し、スクールカウンセラー連絡会において、スクールカウンセラーに情報を提供。

(4) 全教員による校内巡回等を通じて子供の観察

学校は、学級経営を学級担任任せにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行うことを通じ、徹底的な視点から子供たちの変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で子供たちを見守っているというメッセージを発する。

(3) 定期的な個人面談の実施

学校は、年3回程度、子供と二者面談を行い、子供の表情を見ながら、本人のことでなくても友人のことや学級、部活動のことなどを把握。また、事前に効果的な面談を行うよう面談の手法などについてスクールカウンセラーに協力を要請。面談の結果を学校いじめ対策委員会に報告。

(5) 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視

都教委は、ネットいじめへの対応について、班級・中体の削除要請を迅速に行うほか、監視結果を学校や区町村教育委員会に提供。また、法務局から都教委に提供されたネットいじめに関する情報等についても、速やかに提供。

(1) 子供の行動の記録

学校は、教職員が子供たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないよう、日常から子供の変化に敏感な情報を伝達等を利用して記録し、学校単位で組織的に情報共有できる体制を構築。都教委は、管理職に情報共有の体制を指導するとともに、「ふれあい月間」の調査等で、情報共有に関わる様々な取組を把握し伝達。

3 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

(2) ファイリングの徹底

学校は、子供の变化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有することができるよう、記録ファイルを作成。転入生については、前届校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成。転出者については、いじめの加害・被害の状況を転出先の学校に連絡。特に、小学校でのいじめが中学校で継続することもあるため、入学前に小・中学校間の連絡会を開催し、情報を共有。都教委は、情報共有のシステムを構築して各学校に周知。

(4) いじめ発見の「チェックシート」の活用による確実な発見

学校は、全ての教員により月1回、「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察を行い、「学校いじめ対策委員会」において結果を集約・分析。管理職は、各教員の「チェックシート」を分析し教員のいじめ発見能力に課題があると認められる場合には、必要に応じて指導主事の協力を得て、当該教員を指導。都教委は、「いじめ発見のチェックシート」の具体的な活用方法について、年度当初の校長連絡会で周知。

(3) ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有

学校は、ファイリングや生活意識調査等を通じて把握したいじめに係る情報を緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有。

2 いじめの「見える化」②～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～

(1) 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

学校は、効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握。都教委は、年1回、都内の公立学校に子供へのアンケート等による「いじめ実態調査」を実施。学校は、実態調査で収集した情報に基づき、子供に対して事実確認等に当たっては、必要に応じてスクールカウンセラーと協力し、子供たちに心理的負担を与えないよう配慮。

(3) 都教委作成のいじめ防止カードの活用①

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちが日頃からいじめの早期発見につながるような行動を主体的にとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

(2) 学校いじめ相談メール等の実施

学校は、子供が学校にいじめの相談をしやすいとするため、各学校において「学校いじめ相談メール」の実施や「いじめ相談ボックス」等の活用。都教委は、「学校いじめ相談メール」等の活用留意点について提示するとともに、都独自の「いじめ相談ホットライン」を周知。

(4) 言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会、生徒会等による主体的な取組への支援

学校は、児童会・生徒会等により行われる、いじめを見つめたり見ぬふりしないことを意識し、実践するための取組（言葉の暴力撲滅キャンペーン）等を実施。都教委は、区市町村教委と連携して優れた実践事例を収集し、指導主事等による学校訪問を通じて情報提供をするなど、学校における子供たちの取組を支援。

4 保護者・地域との連携

(1) 学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながるから、学校は、学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止基本方針等について保護者に対し説明。

(3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあるため、保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを年度当初の保護者会で紹介。

(2) 保護者相談の実施

子供がいじめについて、一番相談しやすい相手として「保護者」を挙げている調査もあることから、学校は、年度当初から、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備。

(4) 児童館や学童クラブとの連携

放課後における子供の様子について把握するため、学校は、児童館や学童クラブに対し、子供の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼。

Ⅲ 早期対応

～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

1 学校いじめ対策委員会を核とした対応

(1) 把握した情報に基づく対応方針の策定

学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たり的な対応とならないよう、学校全体で対応方針を共有して、取り組むこと。

(2) 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図ること。

2 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

(1) 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

学校は、被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握。例えば、授業中や休みの時間を活用した、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した被害の子供の情報共有、登下校時の付き添い等を実施。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者をケア。

(3) いじめを伝ええた子供の安全の確保

学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えたい子供を守り通すことを互言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じて、いじめを伝ええた子供の安全を確保するための取組を徹底。その際、保護者とも緊密に連携。

(2) 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等

学校は、加害の子供を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による早発の指導に努むることなく、学校いじめ対策委員会を中心として、組織的・継続的に観察し、指導を徹底。また、必要に応じて保護者にもいじめをやめさせるよう指導。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供に心のケアを受援。

なお、加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供の保護者をケア。

(4) 都教委作成のいじめ防止カードの活用②

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちがいじめを目にしたときには、加害の子供にいじめをやめよう働きかけたり、被害の子供をいたわったり、動ますなどの行動をとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

3 所管教育委員会・関係機関との連携

(1) 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援

学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有。所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援。

(2) 学校サポーターチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

学校は、暴行や金銭強奪等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポーターチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議。

4 保護者・地域との連携 ～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～

(1) いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のために家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供。また、これにより、保護者との連携・協力関係を構築。

(2) PTAの活用

PTAの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働きかけることが、効果的な場合もあるため、学校はPTA役員等に情報提供するなど積極的にPTAと連携し、必要に応じて協力を依頼。

(3) 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、地域の大人による子供の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用。

IV 重大事態への対応

～学校、保護者、地域が一丸となって子供を守り通す～

1 被害の子供の保護・ケア

(1) 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

学校は、被害の子供の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の子供の情報共有を必ず朝、夕2回実施。
また、被害の子供が特定した後も、教員が、保護者に電話し、様子を確認するなど、学校は、積極的に状況を把握。

(3) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問とケア

学校は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じて、福祉の専門的な観点から被害の子供の家庭状況を把握するようになるとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の子供とその家庭を支援。

(2) スクールカウンセラーによるケア

学校は、スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施。
また、被害の子供の保護者が、大きなストレスを感じることが想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用。

(4) 適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害の子供を適応指導教室に通級させるほか、被害の子供の状況に応じて保護室設置を実施するなど、緊急避難措置を実施。

2 加害の子供への働きかけ

(1) 別室での学習の実施

学校は、被害の子供が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の子供について、被害の子供が使用する教室以外の場所での学習を実施。

(3) 懲戒や出席停止

学校は、加害の子供への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の子供や周囲の子供の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下での、加害の子供及びその保護者に対する校長による厳重注意等）を実施。
また、所管教育委員会は、懲戒を行ったにもかかわらず改善が見られない場合には、出席停止を実施。

(2) 警察への相談・通報

学校は、被害の子供に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の子供を守ることも、周囲の子供に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察に相談・通報。
警察への通報等の学校の考え方については、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を構築。

(4) 加害の子供とその保護者に対するケア

学校は、加害行為の背景には、例えば加害の子供が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の子供をケア。
また、重大事態に至るケースにおいては、加害の子供の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して保護者をケア。

3 所管教育委員会・関係機関との連携

(1) 所管教育委員会への報告と連携

学校は、重大事態の発生等について所管教育委員会に速やかに報告し、所管教育委員会と一体となって対応。
所管教育委員会は、いじめについて教育委員会に通知する義務を負っており、指導を要する場合は、指導主事を集中的に派遣。
和歌山県は、学校の要請に基づき、臨床心理士等を派遣。

(2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

学校は、深刻ないじめの原因の一つとして被害の子供や加害の子供の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報。
また、子供に精神疾患等がある場合、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談。

(3) 都教委の「いじめ等の問題…解決支援チーム」の活用

学校は、個人情報取扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなど、適切な対応が求められることから、東京都教育相談センターに設置している「いじめ等の問題解決支援チーム」を積極的に活用。

* 弁護士、精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される、学校だけでは解決困難ないじめの早期解決を図る組織。平成24年12月に設置。

4 保護者・地域との連携

(1) いじめ対策緊急保護者会の開催

学校は、積極的に説明責任を果たす必要があること、また、検閲等の限られた情報で保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があり、事態が深刻な場合には、必要に応じて、個人情報に十分配慮した上で、事業の状況や学校の対応などについて説明。

(2) P T A の活用 [再掲]

P T A の役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校は P T A 役員等に情報提供するなどし、積極的に P T A と連携し、必要に応じて協力を依頼。

(3) 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく子供たちを見守る必要がある。このため、学校は、民生・児童委員等の地域人村と積極的に連携し、地域での子供の見守り、巡回を依頼。

5 いじめ防止対策推進法に基づく対応

(1) 法第28条に基づく調査

所管教育委員会は、重大事態に對し、同種の事態の発生を防止するため、「重大事態調査委員会（仮称）」を設置し、事業関係者を明確にするための調査を実施。
法第14条第3項に基づき前記調査に設置された防犯監視委員会が設置する「重大事態調査委員会（仮称）」による調査が円滑に行われるよう、必要に応じて変更。

(2) 法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、法第30条が規定する、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校や所管教育委員会の行った調査について再調査を実施。
再調査に当たっては、学校や所管教育委員会は全面的に協力。

主な取組例と役割分担例

○いじめ問題の対応に当たっては、全ての教員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携協力することが大切である。

○学級担任は、全ての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性をしっかりと認識し、積極的で能動的な対応を行う。

○管理職は、全ての取組における最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場にあることをしっかりと認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。

○学校いじめ対策委員会は、いじめ問題への対応について中核的な役割を担うものであるが、以下ではそれぞれ別の取組に依り、委員会において中心的な役割を果たす者と活動内容を具体的に例示した。

未然防止	早期発見	早期対応	重大事態への対応
<p>学校いじめ対策委員会において中心的な役割を果たす者</p> <p>生活指導主任、研修主任 (研修計画の立案・策定)</p> <p>生活指導主任、学年主任 (指導計画の立案・策定)</p> <p>生活指導主任 (連絡会議の計画・運営)</p>	<p>主な取組例</p> <p>○いじめに関する校内研修の計画、実施</p> <p>○「いじめに関する授業」の実施</p> <p>○「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議の開催</p>	<p>教育相談担当教員、スクールカウンセラー (面接の計画・実施)</p> <p>生活指導主任 (調査結果の確認・分析)</p> <p>学年主任 (保護者会の開催計画の立案・策定)</p> <p>学年主任・養護教諭、スクールカウンセラーなど</p> <p>生活指導主任、学年主任など</p> <p>生活指導主任 (地域の協力者との連絡調整)</p>	<p>学年主任、都活動顧問など</p> <p>生活指導主任 (警察との連絡窓口)</p> <p>生活指導主任 (緊急保護者会の開催・運営)</p>
<p>未然防止</p>	<p>早期発見</p>	<p>早期対応</p>	<p>重大事態への対応</p>

「学校いじめ対策委員会」を核とした対応(委員会の主な役割)

学校いじめ対策委員会 (法第22条)

- 法第22条に基づき学校に設置される組織(全校設置)
- 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者(保護者等、都活動顧問)から構成
- 学校いじめ防止基本方針の策定等

未然防止

- 学校いじめ防止基本方針の策定【法第13条】
- いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行
- いじめに関する校内研修の計画、実施
- 弁護士等を活用した法教育の実施
- 「いじめに関する授業」の実施、児童会・生徒会等による取組への支援
- 学校サポートチームとの定期的な連絡会議の開催
- 学校評面による検証と基本方針の見直し

早期発見

- スクールカウンセラーによる全員面接や相談メール等の状況の把握
- 生活意識調査やいじめ実態調査の実施によるいじめに係る情報の収集
- アイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
- いじめの発見チャットチームの集約・分析
- 学校便りや保護者会を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

早期対応

- 速やかな対応策の検討、実施
- 被害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等
- 被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用したケア
- 学校サポートチームを通じた警察等との情報共有
- いじめ対策保護者会の開催を通じた、保護者との情報共有など
- 地域人材を活用した登下校時の見守り

重大事態への対応

- 所管教育委員会への報告と連携
- 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護や情報共有の徹底
- 被害の子供への緊急避難措置の検討、実施
- 被害の子供への懲戒や出席停止の検討
- 警察への相談・通報や児童相談所等との連携
- いじめ対策緊急保護者会の開催
- 法第28条に基づき調査を実施するための所管教育委員会が設置する組織との連携・協力

重大事態への対応 (法第28条)

- 重大事態調査委員会(仮称)
- 法第28条に基づき所管教育委員会が設置する組織
- 弁護士、精神科医、学級経営者、心理や福祉の専門教育等の専門的知識及び経験を有する者(当該いじめ事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者)
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施

「いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり」につながる取組

(問題意識)

- ◆ いじめについては、「いじめを見たり、聞いたりした時、どうしましたか」との質問に対し、「何もなかった」と回答する子供が多いとの調査結果が示されている。(※ 「何もなかった」49.0%)
- ◆ また、「いじめを見ていない理由」についての質問に対し、「関わりをもちたくないから」「自分がいじめられたいから」などの理由を挙げている子供が多くの割合をしめしているとの調査結果が示されている。
(※ 「関わりをもちたくないから」85.4%、「自分がいじめられたいから」80.8%)
- ◆ こうした調査結果を受け、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえない」と思える学校づくりを行うことは、極めて重要な取組であるといえる。このため、被害の子供・周囲の子供の安全確保や、いじめは生命や心身に関わる人権問題であること、繰り返すことを繰り返さないことを通じ、周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるように促していく。

※調査結果は、【参考1】「いじめの問題に関する研究」東京都教職員研修センター より引用

都教委の取組

都教委は、区市町村教委や学校と連携して子供たちの意識を変え、子供が声を上げられるよう、以下のような取組を実施

- 「いじめ総合対策チェックシート」の作成・配布
- いじめに係る研修や「いじめに関する授業」のためのプログラムの開発・活用
- いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」の作成・配布
- 「いじめ防止カード」等を活用し、著名人(オリンピック等)と一体となって子供たちを啓発

など

区市町村教委の取組

区市町村教委は、学校の取組を支援するため、以下のような取組を実施

- 都教委の研修プログラムを踏まえた、若手教員から管理職の各職層ごとの研修の実施
- 事案に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等を学校に派遣
- 都教委作成の「いじめ防止カード」等を用いた啓発活動への連携・協力

など

学校の取組

学校は、「いじめを見て見ぬふりせず声を上げられる学校づくり」に向けて、以下のような取組を全力で実施

- 周囲の子供が勇気をもっていじめを伝えるようにするために、「いじめを見たら伝えなさい」と一方的に指導するだけでなく、子供が「いじめについて大人に伝えても守ってもらえない」と思えるよう、学校は、保護者や地域の協力も得ながら、子供の安全を確保
- 日常的な観察、面接や調査等により、子供の実態を早期に把握
- いじめに関する授業等を通じ、いじめは生命や心身に関わる重大な問題であることを繰り返し伝え、考えさせるとともに、子供たちの主体的な取組の支援を通じて子供が「いじめを見て見ぬふりしない」意識を醸成

○いじめから子供を守り通す取組

- ・登下校時の付き添いなどによる周囲の子供の安全の確保
- ・地域人材や関係機関を活用した子供の見守り
- ・保護者会の開催やPTAの活用

など

○早期の実態把握に係る取組

- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施
- ・「生活意識調査」や「いじめ実態調査」の実施
- ・「いじめ実態調査」等を通じて把握した情報の共有を徹底
- ・定期的な個人面談の実施

など

○子供の意識を醸成する取組

- ・「いじめに関する授業」の実施
- ・「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等児童会・生徒会等による主体的な取組の支援
- ・「いじめ防止カード」の活用

など